

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村に対する財政措置等について

- (1) 合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう確実に実施するとともに、これら特例措置の期間の延長や行政運営の実態に即した交付税算定を行うなど、合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るための事業が実施できるようにすること。
- (2) 合併により不用になった国庫補助対象財産の処分に当たっては、「補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認について(平成20年4月)」に基づいた適切な運用を図ること。

2. 合併特例債について

- (1) 公共施設の維持補修等地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう充当範囲の拡大を図るとともに、合併特例債の所要額を確保すること。
- (2) 合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置について、所要額を確保するなど、適切な措置を講じること。